

「徳島県新型コロナウイルス等対策行動計画」の改定について

1 改定の趣旨

国の「新型コロナウイルス等対策政府行動計画」の改定を受け、本県においても、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、「徳島県新型コロナウイルス等対策行動計画」を改定。

2 改定に向けた検討

「徳島県新型コロナウイルス等対策検討委員会」にて、医療のほか、経済、法律等、各分野の専門家の意見や「新型コロナウイルス感染症」で大きな影響を受けた飲食業や宿泊業などの各業界で得た知見等も参考にしながら、計画の見直しを実施。

3 計画の基本方針

徳島県では、関係機関と連携し、次の3点を主たる目的として対策を講じる。

- (1) 新型コロナウイルス等の感染症を持ち込ませない、発生させないようにする。
- (2) 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- (3) 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

4 改定の概要

(1) 「政府行動計画」改定（R6.7月）に準拠した計画体系の変更

- ・フェーズを「準備期・初動期・対応期」に分け、「準備期」の取組を充実
- ・対策項目を「6項目」から「13項目」に拡充
- ・複数の感染拡大への対応（対策の機動的切り替え）を追記

(2) 「県行動計画」改定のポイント（◎：新規、○：拡充）

・実施体制

- 平時から実践的な訓練や研修等により人材育成を実施（準備期）
- 「徳島県新型コロナウイルス等対策本部」を設置する前に、
「危機管理対策本部」を判断設置し、対策を講じられることとする（初動期）
- ◎全庁体制に向け、庁内の応援体制を調整・構築（初動期・対応期）
- ◎県の注意喚起基準を検討・作成（対応期）

・情報提供・共有・リスクコミュニケーション

- ◎国と連携し、発生情報をはじめとする必要な情報の提供・共有（初動期・対応期）
- ◎科学的知見に基づく情報を発信し、偏見・差別や偽・誤情報へ対処（初動期・対応期）

・まん延防止

- ◎県の注意喚起基準を運用し、とるべき感染防止対策を呼び掛け（対応期）
- まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用（対応期）
- ◎時期に応じてまん延防止対策の強度を柔軟に切り替え（対応期）

・県民生活及び県民経済の安定の確保

- ◎事業者の業務継続計画の策定を支援（準備期）
- ◎事業者に対し、感染防止対策や財政的な支援を実施（対応期）